

Paidy 決済サービス利用規約

第1条 (規約の適用)

1. この Paidy 決済サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）は、株式会社 Paidy（以下「Paidy」といいます。）が提供する Paidy 決済サービス（一括払）（以下「本サービス」といいます。）を利用することを希望する者（以下「加盟店」といいます。）と株式会社ユニヴァペイキャスト（以下「UPC」といいます。）との間の本サービス利用についての契約（以下「本契約」といいます。）について適用されます。
2. 本規約とは別に UPC が定める申込書、覚書、通知その他諸規定は、それぞれ本規約の一部を構成するものとします。

第2条 (契約の成立)

加盟店は、加盟店が顧客に対して行う役務の提供、商品の販売に関し、本サービスを利用するにあたり、本規約の各条項を承認のうえ、UPC に加盟店の申込みをします。UPC が加盟店に対して当該申込みを承諾したときに、以下の条項を内容とする本契約が成立するものとします。なお、UPC 所定の手続きの結果、本契約が不成立となっても、加盟店に異議はないものとします。

第3条 (法令の遵守等)

加盟店及び UPC は本サービスの趣旨をよく理解し、割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法、個人情報保護法、不当景品類及び不当表示防止法、その他関係省法令を遵守し、円滑なる運営推進を図るため緊密な連携を保ち、相互に協力します。

第4条 (加盟店)

1. 加盟店は、本規約の締結をもって UPC の加盟店として本サービスを利用する地位を得ます。
2. 加盟店は、本サービスによる代金決済を行う通信販売業務に用いるウェブサイト（以下「取扱店舗」といいます。）を指定します。

第5条 (定義)

本規約において、以下に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- ① 「信用販売」とは、加盟店と顧客（次号に定義）との間において、パソコン通信やインターネット通信（以下総称して「電子通信」といいます。）等のオンライン取引を利用して行われる物品・権利並びに役務提供等（以下「商品等」といいます。）の売買等の取引のうち、当該取引の決済手段として顧客が本サ

ービスの利用を選択した取引をいいます。

- ② 「顧客」とは、信用販売を利用する消費者をいいます。
- ③ 「第三者」とは、加盟店及び UPC 以外の全ての者をいいます。
- ④ 「営業秘密等」とは、本規約の履行上知り得た相手方の技術上又は営業上その他の秘密をいいます。
- ⑤ 「個人情報」とは、顧客の個人情報（個人に関する情報で氏名・住所・生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報をいい、氏名・住所・生年月日・電話番号・契約番号・預貯金口座・請求額をいいますが、これらに限られません。）をいいます。
- ⑥ 「システム設定情報」とは、UPC から加盟店へ発行される ID・パスワード等のアカウント情報その他 UPC が別途定める方法により UPC から加盟店へ通知される UPC の決済システムと加盟店のサイトを接続するために必要な情報を意味します。

第6条 （委託業務及び包括代理権の付与）

加盟店は、UPC に対し、本サービスを利用するに際し、以下の業務（以下「委託業務」といいます。）の処理を委託し、その処理に必要な包括的代理権を付与するものとします。UPC は、加盟店が本規約の規定を遵守すること及び遵守していることを条件として、委託業務を受託し、加盟店の代理人として委託業務を遂行するものとします。

- ① Paidy に対する本サービスの申込みに関する業務
- ② 加盟店の届出事項の変更その他連絡事項を Paidy に連携する業務
- ③ 売上代金の請求に関する業務（信用販売の事前承認の取得及び売上債権の譲渡に関する業務を含む。）
- ④ 売上代金の返金、売上債権の買戻し等に関する業務
- ⑤ 上記業務に付随する一切の業務

第7条 （業務委託の禁止）

加盟店は、UPC の事前の書面による通知のある場合を除き、本規約に基づいて行う業務（個人情報に関する業務を含む）を第三者に委託できないものとします。

第8条 （システム設定情報の管理等）

- 1. 加盟店は、UPC から発行されたシステム設定情報の使用、管理について一切の責任を負うものとします。
- 2. 加盟店は、システム設定情報を第三者に譲渡、貸与、開示、使用させてはならないものとします。
- 3. システム設定情報の第三者の使用等による不利益、損害、改ざん等は、そのシステム設

定情報を保有する加盟店が一切の責任を負うものとし、UPC 及び Paidy は一切責任を負わないものとします。

4. 加盟店は、システム設定情報が第三者によって不正に使用されていることが判明した場合には、直ちに UPC に連絡するものとします。

第9条 (広告の作成)

1. 加盟店は、本サービスの利用に関し、加盟店の責任と負担において広告を作成し、その内容について事前に UPC に届け出るものとし、その実施は加盟店の責任において行うものとします。
2. 加盟店は、前項の広告の作成にあたり次の事項を遵守します。
 - ① 特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品類及び不当表示防止法、著作権法、商標法及びその他関連法律・法令の定めに違反しないこと
 - ② 顧客の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと

第10条 (取扱商品)

1. 加盟店が、本サービスを利用して取扱う商品・サービス(以下「取扱商品」といいます。)については、以下の何れかに該当するか又は該当するおそれがある場合、取り扱ってはなりません。
 - ① UPC が公序良俗に反すると判断するもの
 - ② 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法律・法令の定めに違反するもの
 - ③ 第三者の著作権・肖像権・商標権・その他知的財産権その他の権利を侵害するもの
 - ④ 商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカードその他の有価証券等の換金性の高い商品及び UPC 又は Paidy が別途指定した商品・サービス等
 - ⑤ その他顧客との紛議、不正利用の実態等又はその他事実を鑑み、UPC が不相当と判断したもの
2. 加盟店の取扱商品が、前項各号の何れかに該当すること若しくはそのおそれがあることが判明した場合、又は、法令の変更等により、前項各号の何れかに該当すること(そのおそれがある場合を含む)となった場合、UPC は、加盟店に対する何らの責任を負うことなく、当該取扱商品を本サービスの利用対象外商品とすることができます。
3. 第1項の規定に拘わらず、加盟店は、旅行商品・酒類等の取扱いに際し許認可を要する商品等の信用販売を行う場合には、必ず当該許認可を得た後に当該信用販売を行い、加盟店が当該許認可を失った場合には、以後当該商品等の信用販売を行ってはならないものとします。

第11条 （改善措置）

1. UPC は、加盟店が行っている信用販売が規定どおりに実施されているかどうか、及び、第8条の広告表現の適否を適宜調査することができ、加盟店はUPCの調査に協力するものとします。
2. UPC が加盟店に対して前条の取扱商品について報告を求めた場合には、加盟店は、速やかに報告を行うものとします。
3. UPC は、広告表現及び取扱商品の内容等が信用販売に相応しくないと判断し、改善措置等が必要又は適当と認めた場合には、加盟店に対して変更・改善若しくは販売中止を求めることができるものとし、加盟店はその要求に従い速やかに適切な措置を取ります。

第12条 （本サービスによる信用販売）

1. 加盟店は、顧客が、本サービスを利用して、物品の販売、サービスの提供、その他加盟店の営業に属する取引を求めた場合には、本規約に従い、現金並びにその他の決済手段で取引を行う消費者と同様に、信用販売を行います。
2. 加盟店は、本規約に従い信用販売を行うとともに、UPC が定める規定、ルール及び指示等（改定された場合は改定後のものを含む）を遵守します。

第13条 （本サービスによる信用販売の種類）

本サービスによる信用販売は次の通りとします。

「一括払」

一括払とは、顧客が加盟店に対して支払うべき商品等の代金、送料及び加盟店が任意に定める手数料を加算した金額（以下「商品代金等」といいます。）の代金債権（以下「譲渡債権」といいます。）についてUPCを通してPaidyが有償で買い受ける（以下、当該代金を「譲渡代金」といいます。）ものをいい、Paidyから顧客に対して請求書を送付し、顧客がPaidy指定の期日までに一括してPaidyに支払います。

第14条 （本サービスによる信用販売の方法）

1. 加盟店は、次条により本サービスの信用販売の申込みを受けたときは、申込データ（次条に定義）に基づき、遅滞なく全件について、UPCの定める方法により、信用販売の承認を得るものとします。Paidyの承認が得られなかった場合は本サービスによる信用販売を行わないものとします。
2. 一括払での申込みを受け付けた際の手続は次の方法とします。
 - ① 加盟店は、顧客から一括払の申込みを受けたときは、速やかに当該申込みの事実及び顧客の氏名、住所、携帯電話番号、電子メールアドレス、その他UPCの指定する事項（以下「注文情報」といいます。）を、UPCの指定する方法によりUPCに

通知し、UPC は Paidy に承認を依頼します。なお、加盟店は、顧客から定期購入の申込みを受けたときは、初回の購入に関しては本文と同様に速やかに注文情報を UPC の指定する方法により UPC に通知し、UPC から Paidy に承認を依頼するものとし、2 回目の購入以降定期購入の終了までに関しては、Paidy は、自ら定める方法により承認及び売上確定の可否を判断し、UPC はその結果を加盟店に通知します（顧客の Paidy に対する未履行の債務がある場合は、Paidy は当該承認を行わず、この場合には、本サービスによる決済はなされません）。加盟店は、当該通知を受けた後、第 15 条に定める方法により商品配送等を行います。

- ② Paidy は前号により承認の依頼を受けたときは、信用調査を行い、承認の可否を電子的方法により UPC を通して加盟店に通知します。
- ③ Paidy の信用調査の方法及び結果の理由は、加盟店に開示する義務を負いません。
- ④ 加盟店は UPC より「可」の通知を受けたときは、その時点をもって Paidy と顧客との契約が成立したものとし、顧客に対し契約が成立した旨を通知します。
- ⑤ 加盟店は、他の同様の一括払サービス（後払いサービス等）を提供する与信審査機関にて「不可」とされた顧客を UPC に与信審査の依頼をしてはなりません。
- ⑥ 申込みの単位は、1 注文毎とし、複数の商品等があった場合でも、UPC は 1 件の申込みとして処理します。
- ⑦ 未成年者の申込みの場合は、原則として親権者の同意を必要とします。

第15条 （申込みデータの取扱い）

1. 加盟店は、顧客から本サービスに対する申し込みを受けた場合には、次の事項を明示した顧客のデータ（以下「申込データ」といいます。）を UPC に送信し、UPC から、申込みに対する可否の回答を受信します。加盟店及び UPC は、申込データ並びにそれに対するその後の処理経過を、UPC が取引・申込受付等のために設けた管理画面（以下単に「管理画面」といいます。）に、取引単位ごとに整理して記録し管理します。
 - ① 顧客の住所、氏名（漢字、カナ）
 - ② 取引対象商品等の特定
 - ③ 加盟店が顧客に対しその取引によって取得する売上債権の金額（送料・消費税額を含む）
 - ④ その他加盟店と UPC が合意した事項。なお、前条第 2 項第 1 号なお書きによる定期購入の申込みを受けたときは、第 2 回目の購入以降のデータに関しては、申込データの都度送信は不要とし、Paidy は、自ら定める方法により承認及び売上確定の可否を判断し、UPC はその結果を加盟店に通知します。
2. 加盟店は、前項の電子通信に用いるデータの構造、書式、顧客の端末に表示されるデータ記入用画面等（これらに係る著作権その他一切の権利は UPC が有するものとします）を UPC の指定する仕様書に基づいて予め導入し UPC の許諾を得てこれを使用するも

のとします。

3. 加盟店・UPC間で行うデータの授受に関しては、暗号化（SSL及びそれと同等な技術を含む。）して行います。
4. 加盟店は、電子通信の手段によって取引行為を行うことができる旨を顧客に告知し、又は、データ記入用画面を表示するときは、当該データを暗号化しても完全に秘密性が保持できないこと、データの秘密性が保持できなかった場合でもUPCには一切の責任がないことについて同意します。
5. 加盟店は、申込データを記録したファイル及び次のデータ等を、7年間保管しなければならないが、UPCの求めがある場合にはUPCに閲覧させなければならないものとします。
 - ① 申込データ
 - ② 発送簿、その他の商品等が発送済又は提供済である旨の記録
 - ③ 運送機関の荷受伝票その他運送の受託を証する書面
 - ④ 通信販売した商品等を顧客が受領したことを証する書面

第16条（商品の発送等）

1. 加盟店は、顧客から信用販売の申込みを受け付け、UPCが販売承認「可」の通知を行った後、速やかに申込データ等に記載されている、時期、方法により商品等の引渡又は提供を行います。引渡し等が遅延又は品切れ等申込時の約定と異なる場合が生じた場合は、加盟店は遅滞なく当該顧客及びUPCに対し連絡を行い書面等で引渡時期等を通知します。
2. 商品等の送付先もしくは提供先は、UPCが承認した顧客の住所地とします。

第17条（一括払いにおける譲渡債権の譲渡）

1. 加盟店は、一括払の場合には、譲渡債権を、本条第3項に定める時点をもってUPCを通してPaidyに譲渡するものとし、Paidyはこれを譲渡代金をもって譲り受けます。
2. 加盟店は、UPCに対し、商品等の発送ないし提供の有無にかかわらず、譲渡債権を取りまとめ、UPC所定の方法により譲渡債権の売上データを提出します。尚、締切日がUPCの休業日にあたる時は、その前営業日をもって締切日とします。また、加盟店は、UPCから第13条第1項の販売承認を得た後、別紙記載の期間を経過しても当該販売に係る譲渡債権の売上データをUPC宛てに提出しなかった場合は、当該譲渡債権に係る債権譲渡は無効とします。
3. 第1項の債権譲渡は、前項の売上データが加盟店からUPCに到着し、UPCのシステムによって事故なく読み込まれた時点をもってその効力が発生します。
4. 加盟店は、売上債権又は譲渡債権を第三者に譲渡し、若しくは立替えて支払わせることはできないものとします。
5. 加盟店は、第1項の債権譲渡に関し、顧客より異議なき承諾を得るものとします。

第18条 （譲渡債権の支払方法）

1. Paidy が譲渡を受けた譲渡債権の譲渡代金の締切日、及び加盟店への支払方法は、別紙記載の通りとします。
2. 前項の支払いは、支払日における合計額から第 22 条に定める手数料を控除した代金を、UPC が加盟店の指定した金融機関へ振込む方法で行うものとします。振込手数料は加盟店の負担とします。なお、振込額が 10,000 円に満たない場合は、UPC は加盟店に対する支払を次回以降の支払時期に繰り越すこととします。
3. 加盟店が本規約に違反した信用販売を行った場合において、当該譲渡債権の振込が未了である場合には、UPC は、UPC が加盟店に負担する譲渡代金の支払債務の全部又は一部の支払いを拒絶できるものとします。
4. UPC は、加盟店から提出された売上データについて、その内容若しくは正当性に疑義があると UPC 又は Paidy が認めた場合、その疑義が解消されるまで当該売上データにかかる譲渡債権の譲渡代金の支払いを留保することができます。この場合、留保した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しません。また、加盟店は、当該売上データにかかる資料の提示・提出等について、UPC の調査に協力します。
5. UPC は、UPC から加盟店に対する送付書類が到着しなかった日から 7 日経過しても加盟店と電話及び電子メールのいずれによっても連絡が取れなかった場合、加盟店と連絡が取れるまで支払を保留することができるものとします。加盟店と電話及び電子メールのいずれかによって連絡が取れた場合であっても、新たに届出のあった所在地に送付書類が到着しなかった場合には、送付書類が到着するまで支払を保留することができるものとします。
6. 本条 2 項に定める当該代金の支払請求権、その他加盟店が信用販売により取得した売上債権に関して本規約に基づき加盟店が UPC に対して有する金銭債権について差押え、仮差押え又は滞納処分等があった場合、UPC は、当該代金の支払請求権等について UPC 所定の手続きに従って処理するものとします。
7. UPC は、その他 UPC が加盟店に対して何らかの疑義を有した場合、事前に加盟店に通知することにより無条件で支払を保留することができるものとします。

第19条 （返品等）

1. 加盟店は、顧客から商品等の返品ないしキャンセル（以下「返品等」といいます。）の申出を受け、これを受領した場合、次の通り取り扱います。
 - ① 加盟店は、返品等を受けた日を返品日とし、直ちに UPC 所定の売上データの顧客氏名、金額、返品日、返品を表示、その他必要事項を UPC 所定の方法により UPC へ通知します。
 - ② 加盟店は、前号にかかわらず、UPC から別途の指示があった場合はそれに従いま

す。

2. UPC は、前項 1 号により返品等の通知を受けた際は、当該返品等に係る譲渡債権につき既に顧客から Paidy に支払がなされている場合は、その精算は顧客と Paidy において処理されます。

第20条 （顧客との紛議と信用販売利用代金等）

1. 加盟店は、顧客に対して販売した商品等の品質不良、瑕疵、運送中の破損、数量不足、品違いその他、販売した商品等に関する顧客との紛議については、その内容を速やかに UPC に通知すると共に、遅滞なくこれを自らの責任と費用負担の下、解決します。加盟店は、紛議の解決に当たり、UPC の求めに応じてその指示に従い、必要な協力をするものとします。
2. UPC が前項の紛議の対応を自ら行った場合、加盟店は、直ちにその対応をするために直接又は間接に要した費用の全て（合理的な弁護士費用を含みますがこれに限られません）を補償するものとします。
3. 加盟店は、前項の紛議に際して顧客から返品等の申出があった場合には、速やかにこれに応じて前条の処置を取ります。
4. 第 1 項の紛議を理由に顧客が当該信用販売代金の支払いを拒否した場合、又は、顧客紛議が発生する可能性があるとして UPC 又は Paidy が認めた場合、UPC は紛議が解決するまで加盟店に対する譲渡代金の支払いを留保できます。この場合、留保した譲渡代金について法定利息その他遅延損害金は発生しません。なお、一括払を選択した顧客については、加盟店と顧客との紛議が解消し且つ顧客の支払い期日が経過しているときは、Paidy は顧客に対して請求書を再発行するものとし、顧客が負担すべき再発行手数料は加盟店が負担します。

第21条 （顧客との紛議に関する措置等）

1. 顧客と UPC 又は Paidy との間に紛議が生じた場合、加盟店は、UPC の求めに応じて、顧客との取引の態様(当該販売の内容、勧誘行為がある場合にはその内容)、紛議の発生要因等について UPC に報告するものとします。
2. 加盟店は、前項の報告その他 UPC 又は Paidy の調査の結果、UPC 又は Paidy が、顧客の紛議が加盟店の割賦販売法 35 条の 3 の 7 に規定される行為その他法令で禁止されている行為に起因するものと認めた場合には、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他当該行為の防止のために UPC 又は Paidy が必要と認める事項を、UPC の求めに応じて報告しなければならないものとします。
3. 加盟店は、第 1 項の報告、認定割賦販売協会の保有する情報その他の方法による UPC 又は Paidy の調査の結果、UPC 又は Paidy が顧客の紛議の発生状況が、他の加盟店と比較して顧客の利益の保護に欠けると認める場合には、当該行為の詳細事項、当該行為

の防止体制、苦情処理体制に関する事項その他の当該行為の防止のために UPC 又は Paidy が必要と認める事項を、UPC の求めに応じて報告しなければならないものとします。

4. UPC は、前 3 項の報告その他 UPC 又は Paidy の調査の結果、必要があると認める場合には、加盟店に対し、所要の措置を行うことができ、加盟店はこれに従うものとします。但し、UPC による指導は、加盟店を免責するものではありません。UPC が行う措置・指導には以下を含みますが、これに限らないものとします。
 - ① 書面若しくは口頭による改善要請
 - ② 信用販売の停止
 - ③ 本契約の解除

第22条 (一括払いにおける買戻しの特約)

1. 加盟店は、一括払の場合において、下記の何れかに該当した場合、UPC の請求により遅滞なく当該譲渡債権を買戻します。また、UPC は、下記の何れかの事由が存在すると合理的に判断する場合には、加盟店に対し、当該事由の存否を照会することができ、加盟店は速やかに、当該事由の不存在を証明しなければなりません。加盟店がこの証明を行わない場合には、加盟店は、UPC の請求により遅滞なく当該譲渡債権を買戻します。
 - ① Paidy に譲渡した譲渡債権にかかる売上データが正当なものでないこと、その他売上データの記載内容が不実不備であった場合
 - ② 本規約の規定に反する手続により作成された売上データによる債権と認められた場合
 - ③ 第 17 条第 4 項の調査に対して UPC が合理的と認める協力がいない場合
 - ④ 第 18 条の返品等がなされた場合
 - ⑤ 第 19 条第 1 項の顧客との紛議が解決されない場合
 - ⑥ その他本規約の規定に違反して信用販売が行われたことが判明した場合
2. UPC の通知、意思表示を受領すべき加盟店の連絡先が不明となったときは、UPC は本条第 1 項の請求に係る通知を省略して本条の手続を取ることができるものとします。

第23条 (手数料の支払い)

1. 加盟店は、本サービスによる信用販売額に対して UPC 所定の料率により計算した手数料(別紙記載)を UPC に支払います。
2. 第 19 条及び第 21 条により加盟店から UPC に返品若しくは買戻しの精算が行われる場合においても、本条に規定する手数料は返還されません。
3. UPC は、本契約の有効期間中であっても、経済情勢の変化等により第 1 項に規定する手数料の改定が必要と判断する場合は、当該手数料の額及び算定方法を改定すること

ができるものとします。なお、かかる改定は、UPC が加盟店に対して発する通知に記載された改定予定日に、その効力を生じるものとします。

第24条 （保証金）

1. UPC は、加盟店の信用状況に問題が生じたと判断した場合、第 18 条に定める譲渡債権の譲渡代金の全部又は一部の支払を保留することができるものとし、また、加盟店に対し、UPC が指定する金額の保証金の預託を請求することができるものとします。なお、本項の保証金については利息を付さないものとします。
2. 加盟店は、UPC から前項の保証金の預託を請求された場合、UPC に対し、3 営業日以内に、当該保証金の全額を預託しなければならないものとします。
3. UPC は、加盟店が UPC に対して債務を負担する場合、その弁済期の有無を問わず、当該債務に当該加盟店から前項に基づき預託を受けた保証金を充当することができるものとします。
4. UPC は、前項に基づき保証金を充当した場合、加盟店に対し、その旨を通知し、加盟店は、当該通知を受領した後 3 営業日以内に、UPC に対し、当該充当により減少した保証金の金額と同額の保証金を預託しなければならないものとします。
5. 加盟店は、UPC が加盟店に対して債務を負担する場合であっても、UPC に対し、UPC が当該加盟店から第 2 項に基づき預託を受けた保証金をもって当該債務の弁済に充てることを請求することはできないものとします。
6. UPC は、第 2 項に基づき加盟店から保証金の預託を受けた後、当該加盟店について生じていた信用状況の問題が解消されたと UPC が判断した日から 6 ヶ月が経過した場合、当該加盟店に対し、遅滞なく、当該加盟店から預託を受けた保証金から第 3 項に基づき充当された金額を控除した残額を返還するものとします。
7. 前項の規定にかかわらず、UPC は、第 2 項に基づき加盟店から保証金の預託を受けた後、本契約が終了した日から 6 ヶ月が経過した場合、当該加盟店に対し、遅滞なく、当該加盟店から預託を受けた保証金から第 3 項に基づき充当された金額を控除した残額を返還するものとします。
8. UPC は、第 2 項に基づき加盟店から保証金の預託を受けた後、当該加盟店について新たに信用状況の問題が生じたと判断した場合、当該加盟店に対し、UPC が指定する金額の追加保証金の預託を請求することができるものとします。なお、追加保証金については、第 2 項乃至第 7 項の規定が準用されるものとします。

第25条 （加盟店の禁止事項）

加盟店は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしないことを確約します。

- ① 本サービスにより利用しうる情報を改ざん・消去する行為、又は事実と反する情報を送信・掲示する行為

- ② 第三者若しくは UPC の著作権、商標権などの知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ③ 第三者若しくは UPC を差別し、又は誹謗中傷する行為
- ④ 第三者若しくは UPC の財産、プライバシー、肖像権若しくはパブリシティ権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- ⑤ 第三者若しくは UPC に対して無断で広告・宣伝・勧誘などの電子メールを送信する行為、又は受信者が嫌悪感を抱く電子メールを送信する行為、他者のメール受信を妨害する行為、連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
- ⑥ 換金を目的とする商品の販売行為その他信用販売制度を悪用する行為
- ⑦ 詐欺などの犯罪に結びつく行為
- ⑧ 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はそれを勧誘する行為
- ⑨ わいせつ又は児童虐待にあたる画像、映像、文書などを送信・掲載する行為
- ⑩ コンピュータウイルスなど有害なプログラムを使用若しくは提供する行為、又は推奨する行為
- ⑪ 第三者になりすまして、本サービスを利用する行為
- ⑫ 本サービスに接続されている他のコンピュータシステム又はネットワークへの不正アクセスを試みる行為
- ⑬ その他法令若しくは公序良俗（売春・暴力・残虐など）に違反し、又は第三者若しくは UPC に不利益を与える行為
- ⑭ 本サービスを利用して、他の加盟店と顧客との間の信用販売において予定される決済の代行業務、売上集計業務及びこれらに付随する業務の代行をする行為、又は係る業務の代行を業とする者に本サービスを利用させる行為
- ⑮ 前各号に定める行為に準じ、又は助長する行為
- ⑯ その他 UPC が不適切と判断した行為

第26条 （反社会的勢力の排除）

1. 加盟店は、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - ① 暴力団
 - ② 暴力団の構成員（準構成員を含む。）
 - ③ 暴力団関係企業
 - ④ 総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他反社会的勢力に該当するもの
 - ⑤ その他前各号に準ずるもの
2. 加盟店は、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ④ 風説の流布、偽計、威力等により、相手方の信用を毀損、又は業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

第27条 (サービスの中断・免責事項)

1. UPC は、コンピュータシステムの不備、天災、事変、騒乱、暴動その他 UPC の責めに帰すことのない事由により本サービスを提供ができなくなったときは、加盟店に通知することなく本サービスの提供を中断することができます。UPC のコンピュータシステム又は加盟店の運営するサービスに障害が発生し、又はその他運用上若しくは技術上 UPC がサービスの一時中断が必要と判断した場合も同様とします。
2. UPC は、本サービスの提供に必要な設備の保守点検等の事由により本サービスの提供を中断すべきであると判断したときは、加盟店に事前に通知して本サービスの提供を中断することができます。
3. UPC が加盟店及び顧客に対して負う責任について、以下の事由により加盟店及び顧客に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負いません。
 - ① 天災、事変、騒乱、暴動その他の不可抗力な非常事態
 - ② 本サービスを提供しているコンピュータシステム並びに加盟店及び顧客のコンピュータ、電気通信設備の障害、インターネット接続サービスの不具合等、加盟店及び顧客の設備、接続環境の障害及び郵便の誤謬、遅延
 - ③ UPC が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの侵入
 - ④ UPC が善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - ⑤ 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合、その他、電気通信事業者の責に帰すべき事由
 - ⑥ ID、パスワード等を加盟店又は顧客自身が入力したか否かに拘わらず、予め UPC に登録されているものとの一致を UPC が確認して行った取引
 - ⑦ UPC の営業時間外（取引時間内のシステムメンテナンスにより取引が行われない時間を含む）のために、加盟店の依頼に応じ得ないことにより生じた損害
 - ⑧ 本サービスに関連して UPC が提供した情報に誤謬、欠陥が存在したことにより生じた損害（UPC に故意又は重大な過失がある場合を除く）
 - ⑨ UPC が加盟店の指定する金融機関の口座に送金を行ったにもかかわらず、当該取

引の送金が UPC の責めに帰すべき事由によらず生じた損害

4. UPC は、加盟店及び顧客が本サービスを利用することにより、第三者との間で生じた紛争について一切の責任を負わないものとし、加盟店は当該紛争を自らの費用と責任で解決するものとしします。

第28条 (営業秘密等の守秘義務等)

1. 加盟店及び UPC は、営業秘密等を、相手方の書面による事前の同意を得ることなく、第三者に提供・開示・漏洩せず、本規約に定める業務目的以外の目的に利用してはなりません。但し、以下の何れかに該当することが証明された情報は営業秘密等に含まれません。
 - ① 当該情報を受領した時点で、既に公知であった情報
 - ② 当該情報を受領した後に、当該情報を受領した当事者の責めに帰すべき事由によらず公知となった情報
 - ③ 当該情報を受領した時点で、当該情報を受領した者が既に保有していた情報(守秘義務の制約の下で相手方から 開示された情報を除く)
 - ④ 当該情報を受領した後に、守秘義務に服さない第三者から守秘義務を負うことなく適法かつ正当に開示を受けた情報
 - ⑤ 裁判所の発する令状その他裁判所の決定、命令又は法令に基づく開示を受けた情報
 - ⑥ 検察・警察・監督官庁からの適法・適式な情報の照会があった情報
 - ⑦ 本サービスに関わる部分の事業譲渡が行われ、譲渡先に対して法的に権利義務一切が引き継がれる場合
 - ⑧ 本サービス向上等を目的とする情報の集計及び分析等により得られたものを、UPC が個人又は法人を識別又は特定できない態様にて提携先等第三者に開示又は提供する場合
 - ⑨ その他任意に相手方又は顧客の同意を得た上で情報を開示又は利用する場合
2. 前項の営業秘密等には、UPC より加盟店宛に提供する事務連絡の情報等が含まれます。
3. 加盟店及び UPC は、営業秘密等を滅失・毀損・漏洩等することがないよう必要な措置を講ずるものとし、当該情報の滅失・毀損・漏洩等に関し責任を負います。
4. 加盟店及び UPC は、営業秘密等をその責任において万全に保管するものとし、本条に違反した場合には速やかに相手方にその内容を通知しなければなりません。
5. 本契約が終了した場合に相手方の指示があるときは、その指示内容に従い返却又は廃棄します。
6. 本条の定めは本契約終了後も有効とします。

第29条 （個人情報の守秘義務等）

1. UPC は個人情報を適切に保護し、UPC が別途 UPC の Web サイト上に掲示するプライバシーポリシーを遵守します。
2. 加盟店は、個人情報を取扱うにあたり、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号)を遵守しなければならないものとします。
3. 加盟店は、個人情報を第三者に提供・開示・漏洩してはならないものとします。但し、UPC の書面による事前の承諾がある場合はこの限りではありません。
4. 加盟店は、個人情報に接する必要がある役員及び従業者（従業員、契約社員、アルバイト、パート等を含みます。以下、「被開示役員等」といいます。）以外の役員及び従業者が個人情報に接することがないように個人情報を保管・管理しなければならないものとします。
5. 加盟店は、被開示役員等との間で秘密保持契約を締結することにより、被開示役員等に対し、その在任・在職中のみならず退任・退職後においても、本条に基づき加盟店が負う個人情報保護義務を遵守させる等、個人情報の保護について必要となる措置をとらなければならないものとします。
6. 加盟店は、UPC の書面による事前の承諾がない限り、個人情報に接する必要がある業務を第三者に委託してはならないものとします。
7. 加盟店は、UPC の書面による承諾を得て前項の業務を第三者（以下、「委託先」といいます。）に委託する場合であっても、当該委託先に提供する個人情報の範囲を最小限にとどめなければならないものとし、当該委託先に対し、本条に基づき加盟店が負う個人情報保護義務と同等の義務を負わせなければならないものとします。
8. 加盟店は、委託先の故意又は過失により UPC 又は顧客に損害が生じた場合、当該損害を被った UPC 又は顧客に対し、その一切の損害（合理的な弁護士費用を含みますがこれに限られません。）を当該委託先と連帯して賠償するものとします。
9. 加盟店は、個人情報を本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとし、個人情報の複製・複写又は改変が必要な場合には、事前に UPC から書面による承諾を受けなければならないものとします。
10. UPC は、加盟店が個人情報を本契約の履行以外の目的に使用した場合、何等の催告なく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
11. 加盟店は、個人情報について、次に定める個人情報の管理に必要な措置を講じなければならないものとします。
 - ① 個人情報を入力・閲覧・出力できる作業担当者及びコンピュータ端末を限定するものとします。
 - ② 個人情報を取扱う作業場所は、入退室管理を適切に実施している、物理的に保護された室内とします。
 - ③ 紙媒体・電子データを問わず、会員の個人情報については厳重な保管管理を実施す

るものとしします。

④ 個人情報の返却にあたっては、書面をもってこれを確認するものとしします。

⑤ 不要となった個人情報は、再生不可能な状態に完全消去するものとしします。

12. 加盟店は、個人情報に関して、情報の改ざん、漏洩等のセキュリティ上の問題が発生した場合、直ちに UPC に報告するとともに、UPC の指示に従い、問題解決にむけて確実に対策を講じなければならないものとしします。
13. UPC は、加盟店に対し、本条に定める事項の遂行状況の調査を目的として、必要に応じて加盟店の実施する業務の作業場所に立入調査を行うことができるものとしします。
14. 前項の調査に関連し、UPC が加盟店に対して個人情報の管理状況について報告を求めたときは、加盟店は、直ちに、UPC に対し、UPC が求める事項を書面により報告しなければならないものとしします。
15. 本条の定めは本契約終了後も有効としします。

第30条 (届出事項の変更等)

1. 加盟店は、UPC に対して届出ている商号、代表者、所在地、取扱店舗、連絡先、指定金融機関口座等、加盟店申込書記載事項に変更が生じた場合、UPC 所定の方法により遅滞なく UPC に届け出ます。
2. 加盟店は、前項の届出がないために UPC からの通知（通知の種類、内容は限定されません）又はその他送付書類、第 18 条に規定する振込金が延着し、又は到着しなかった場合には、通常到着すべき時点に加盟店に到着したものと見做すことに異議はないものとしします。UPC が変更前の届出事項に基づき本契約に基づく取引を行ったことによる一切の紛議又は加盟店の不利益若しくは損害について、UPC は一切の責任を負わないものとしします。

第31条 (知的財産権)

1. 加盟店は、本サービスを通じて UPC が加盟店に提供する情報（映像・音声・文章・写真・ソフトウェアを含みますがこれらに限られません。）及び本サービスに関するコンピュータシステム(UPC の決済システムを含みますがこれに限られません。)の著作権、商標権、特許権、若しくは他の知的財産権が UPC 若しくは他の権利者に帰属し、法律により保護されていることを認め、又同意するものとしします。
2. 加盟店は、UPC の商号・ロゴ及びその他の登録商票・ロゴの使用については、UPC の審査を通過した媒体のみで使用するものとしします。
3. 加盟店は、本規約の文言、本契約の契約書、本規約又は本契約に関連する印刷物、電子的書類、画面イメージを利用する場合は、UPC の事前の承認を得る必要があるものとしします。

第32条 (UPCからの通知)

1. UPC から加盟店への通知は、UPC の Web サイト上での掲示、電子メール若しくは文書の送付、又はその他 UPC が適当と判断する方法で行います。
2. 前項の通知は、UPC が当該通知を UPC の Web サイト上での掲示又は電子メール若しくは文書の送付にて行った場合、Web サイト上に掲示し、又は電子メール若しくは文書を発送した時点をもってその効力を発するものとします。
3. 本規約で事前に通知する期間の指定がない場合は、UPC が通知を発した日から 15 日を経過した時に、加盟店はその通知を承認したものとします。
4. 加盟店がインターネット上の管理ページで確認できる加盟店にかかわる一切の情報は全て本条の通知とみなします。

第33条 (サービスの廃止)

1. UPC は、相当の周知期間をもって加盟店に通知の上、加盟店に対する本サービスの全部又は一部を廃止することができるものとします。
2. UPC は前項による加盟店に対する通知の後、本サービスを廃止した場合には、加盟店に対して本サービスの廃止に伴い生じる損害、損失、その他の費用の賠償又は補償を免れるものとします。
3. 第 1 項の規定によりサービスが廃止されたときは、当該廃止日に本契約が終了したものとします。

第34条 (契約解除等)

1. 次条の規定に拘わらず、下記各号の何れかの事態が発生した場合、又は UPC が違反しているものと認めた場合、UPC は、本契約を直ちに解除できます。この場合、UPC は、解除の効力発生前に、何らの通知を要することなく、直ちに本規約による取引を停止させることができます。また、加盟店は解除に伴い UPC に生じた損害を賠償します。UPC が本項に基づき本契約を解除した場合、UPC に対する一切の未払債務について、加盟店は当然に期限の利益を失うものとし、直ちに支払います。
 - ① 加盟店が他の信用販売を取り扱う会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合
 - ② 加盟店の営業又は業態が公序良俗に反すると乙が判断した場合
 - ③ 加盟店が監督官庁から営業の取消又は停止処分を受けた場合
 - ④ 加盟店が自ら振出し若しくは引受けた手形又は小切手につき不渡処分を受ける等支払停止状態に至った場合
 - ⑤ 加盟店が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、又は民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、破産その他これに類似する倒産手続の開始、若しくは競売を申立てられ、又は自ら民事再生手続の開始、会社更生手続の開始若しくは破産そ

の他これに類似する倒産手続の申立を自ら行った場合

- ⑥ 加盟店のその他経営状態が悪化し又はその虞があると認められる相当の事由がある場合
 - ⑦ 加盟店が（反社会的勢力の排除）に違反したことが判明した場合
 - ⑧ 加盟店が届出た取扱店舗が実在しない場合
 - ⑨ 加盟店が割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の法令に違反していることが判明した場合
 - ⑩ 加盟店が本規約に定める届出(変更の届出を含む)に記載事項を偽って記載したことが判明した場合
 - ⑪ 本規約に伴う加盟店の地位又は債権を、UPC の承諾なく第三者に譲渡する行為を行った場合
 - ⑫ 第 9 条、第 11 条及び第 13 条に定める手続によらずに信用販売を行った場合
 - ⑬ 第 17 条第 4 項に定める乙の調査に対し協力を行わない場合
 - ⑭ 第 10 条の規定に違反して乙の改善措置の要求に従わない場合
 - ⑮ 第 21 条の規定に違反して買戻しに応じない場合
 - ⑯ その他加盟店が、本規約に違反し若しくは本契約上の債務の支払を怠った場合、又は UPC が加盟店として不相当と認めた場合
2. 前項各号の何れかの事態が発生した場合、前項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、UPC は、何らの通知を要することなく、当該事態発生前に生じていたか又は当該事態発生後に生じたかにかかわらず、本規約に基づく債務の全部又は一部の支払を留保することができます。この場合、UPC は、当該事態の発生前に生じた遅延損害金を除き、法定利息その他遅延損害金の支払義務を負いません。
3. 第 1 項第 3 号ないし第 5 号の何れかの事態が発生した場合、本規約に基づき UPC が加盟店に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と UPC が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権(本規約に基づくものであるか否かは問わない)とは、何らの意思表示を要せず、当然に対当額で相殺されます。本契約の解除条項又は第 1 項各号(第 3 号ないし第 5 号を除く)の何れかの事態が発生した場合又は UPC が必要又は適当と認めた場合、UPC は本規約に基づき、UPC が加盟店に対し負担する金銭債務その他の財務給付を行うべき債務と UPC が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権(本規約に基づくものであるか否かは問わない)とを、何らの意思表示を要せず、対当額で相殺することができます。

UPC は、加盟店が本規約の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく信用販売を一時的に停止することができます。信用販売を一時停止した場合には、加盟店は、UPC が取引再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができません。これにより加盟店に損害が生じた場合でも UPC に何らの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。

第35条 (損害賠償)

1. 加盟店が本規約に違反して信用販売を行った等、加盟店の責めに帰すべき事由により UPC が損害を被った場合には、加盟店は UPC に対し当該損害を賠償する責任を負います。
2. 加盟店が本規約に基づき支払いをなすべき日までに支払いを行わない場合、加盟店は支払日の翌日から年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第36条 (有効期間・解約等)

1. 本規約の有効期間は本契約締結後 1 年間とします。但し、加盟店又は UPC が、期間満了の 1 カ月前までに書面をもって本規約を更新しない旨の通知をしないときは更に 1 年間自動的に更新し、以後も同様とします。また本契約の有効期間中であっても、加盟店又は UPC が、1 カ月前までに書面による通知を行うことにより、本契約を解約できます。
2. 理由の如何を問わず、本契約が終了したときは、加盟店は速やかに、本規約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込みの誘引行為を中止し、契約終了時点で UPC に対する承認請求を行っていないものについては、当該顧客に対して本規約に基づく本サービス取扱を中止した旨を告知します。
3. 前項の場合、未処理の案件については、本契約終了後も同処理が完了するまでの間、本規約はその効力を有するものとします。

第37条 (本規約の変更、承認)

本規約を変更した場合には、UPC は加盟店に対して変更内容を通知します。加盟店がその通知を受けた後において顧客に対して信用販売を行った場合には、変更事項を承認したものと見做します。

第38条 (存続条項)

本契約が終了した場合でも、前条までに特に規定されている条文の他、第 35 条 (契約解除等)、第 36 条 (損害賠償)、本条、第 40 条 (協議事項) 及び第 41 条 (準拠法及び専属的合意管轄裁判所) の各規定は効力を有するものとします。

第39条 (協議事項)

本規約に定めのない事項については、加盟店・UPC 双方の協議により定めます。

第40条 (準拠法及び専属的合意管轄裁判所)

本規約に関する準拠法はすべて日本国内法が適用されるものとし、加盟店と UPC との間

で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を管轄する裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とします。

第41条 (附則)

2018年12月26日 制定・施行

2021年8月1日 改訂

2024年2月1日 改訂